

○豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱
平成27年6月16日教育委員会告示第1号
改正 令和5年3月31日教育委員会告示第1号

豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、豊見城市（以下「市」という。）の小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）のスポーツ及び文化活動に係る派遣に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱（平成24年5月7日企市第324号）及び豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、児童生徒が運動競技及び文化活動に参加するため県内離島及び県外等へ派遣される場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 運動競技に係る派遣については、市又は沖縄県スポーツ少年団、沖縄県スポーツ協会に加盟する競技団体その他スポーツ関連団体（以下「スポーツ関連団体」という。）が主催し、又は共催する大会並びに南部地区等の広域の大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (2) 実績に基づき、スポーツ関連団体からの推薦により派遣される場合
- (3) 文化活動に係る派遣については、市又は文化的教育活動の団体等が主催し、又は共催する大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する児童生徒
- (2) 市立学校に通う児童生徒であって、当該学校の教育活動として派遣されるもの
- (3) 前2号に掲げる者の指導者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 大会要項等により当該指導者としての参加登録を確認できること。ただし、大会要項に指導者の記載がない等の事由により確認できない場合にあつては、当該指導者であることを証することができること。

(補助金交付の制限等)

第4条 補助金交付を受けられる回数は、原則として同一年度につき2回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の決定を受けて派遣された大会において優秀な成績を収め、更に上位の大会に派遣される場合

- (2) 糸満地区小学校体育連盟、島尻地区中学校体育連盟又は沖縄県中学校体育連盟が主催し、又は共催する県内離島大会に派遣される場合
- (3) 複数の競技に派遣される場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合
(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費の種別、内容及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金交付の対象となる人数については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める人数とする。

- (1) 運動競技に係る派遣 派遣に係る大会要項等により正式に参加登録されている人数
- (2) 文化活動に係る派遣 派遣に係る大会要項等により正式に参加登録されている人数。ただし、50人以下に限る。
- (3) 指導者の派遣 1人(前2号に掲げる人数が11人以上の団体にあっては2人)

3 補助金交付の対象となる期間は、大会出場に必要な期間とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大会派遣前に児童生徒派遣費補助金交付申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が団体に所属している場合は、当該団体の代表者をもって申請することができるものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 教育長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(変更の手續)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする場合には、児童生徒派遣費補助金変更交付申請書(様式第4号)を教育長に提出し、その承認を受けることとする。

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは補助金変更交付承認通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該派遣大会が終了した日の翌日から起算して20日以内に必要書類を添付し、児童生徒派遣費補助金実績報告書(様式第6号)を提出するものとする。

(補助金額の確定)

第10条 教育長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、その結果について補助事業者に対して補助金額確定通知書(様式第7号)によ

り通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、教育長が事業の円滑な遂行のため必要があると認める場合は、第7条の規定により決定した補助金の額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第12条 前条の概算払を受けようとするもの又は第10条の規定による通知を受けた補助事業者は、概算(精算)払請求書(様式第8号)により教育長に対して補助金の交付の申請を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 同一の派遣において、当該補助金以外の補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還命令)

第14条 教育長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 教育長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について補助事業者に返還を命ずることができきる。

3 教育長は、前2項の規定により返還を求める場合は、補助金返還命令書(様式第9号)により補助事業者に返還を請求するものとする。

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日教育委員会告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

経費種別	対象経費の内容	補助率
航空賃、船賃及び鉄道賃	最も効率的な経路で移動した場合の運賃（一般的な運賃と比較して著しく高額でないこと。）	対象経費の2分の1
宿泊料	宿泊料は、宿泊に伴う施設利用料、シーツ等クリーニング料、朝食代金及び夕食代金を含めるものとし、一人一泊につき6,000円を限度に実費分を対象経費とする。	
車賃	最も効率的な経路で移動した場合の運賃（一般的な運賃と比較して著しく高額でないこと。） 車賃は、バス、タクシー料金等をいい、派遣引率者による運転を禁止し安全確保を目的とするため、運転手を伴わない車両借上料及び燃料費は対象経費に含めない。	
楽器運搬料	吹奏楽に係る楽器運搬料	

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第14条関係）